

みんなの思いを一つにした学校経営の実現に向けて ～学校経営方針の共有を通して～

利根教育事務所 管理主監 永島 芳信

1 はじめに

2 法令等から見た校長の職務

○「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」(学校教育法第37条)

○「校務」とは・・・

- 1 教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関する面
- 2 学校の施設設備、教材教具に関する面
- 3 文書作成処理や人事管理事務や会計事務などの学校の内部事務に関する面
- 4 教育委員会などの行政機関やPTA、社会教育団体など各種団体との連絡調整の面

(「教職員給与の在り方に関するワーキンググループ」中央教育審議会 より)

○「学校、園経営 ～子供も大人もエージェンシーを発揮する教育活動の充実～」

(「R7学校教育の指針」より)

3 演習「どんな学校経営方針を策定する？」

(1) 学校経営方針をつくってみましょう。

(2) 検証：その学校経営方針は「みんなの思いを一つに」できるか！？

4 終わりに

演習 どんな学校経営方針を策定する？

- 1 学校経営方針をつくってみましょう。

- 2 その学校経営方針は「みんなの思いを一つに」できるか！？

検証 1

検証 2

検証 3

- 3 修正するとしたら・・・